

川口市歩道橋ネーミングライツ事業実施要綱

(平成29年 8月23日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市広告掲載要綱第4条の規定に基づき、歩道橋に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を企業・団体等に売却し、それにより得られる収入を道路の維持管理費に充当する事業（以下「歩道橋ネーミングライツ事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 歩道橋ネーミングライツ事業は、市が管理する歩道橋のうち、別に定める対象歩道橋について実施する。

(規格・標示位置)

第3条 歩道橋に標示する愛称の規格等は、川口市広告掲載要綱及び川口市広告掲載基準を満たし、別に定める募集要項に基づくものとする。

(資格)

第4条 市とネーミングライツの契約を締結する企業・団体等（以下「パートナー」という。）は、別に定める募集要項の趣旨に賛同し、川口市広告掲載基準を満たすものとする。

(募集方法)

第5条 パートナーの募集は、別に定める募集要項に基づき、原則として公募により行うものとする。

(選定)

第6条 パートナーは、市職員で組織する川口市広告審査委員会（以下「審査会」という。）において、契約料、契約期間、愛称等必要な事項を審査した上で決定する。

(優先順位)

第7条 優先順位は、別に定める募集要項に基づき決定するものとする。

(契約)

第8条 市は、審査会において決定されたパートナーと、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(期間)

第9条 歩道橋ネーミングライツ事業の契約期間は、概ね3年以上とする。なお、当該期間には愛称の標示及び消去に係る期間が含まれるものとする。ただし、市及びパートナーとの協議によりこれを変更又は更新できる。

(契約料)

第10条 契約料は、別に定める募集要項に基づき決定するものとする。

2 パートナーは、市が指定する期日までに契約料を納付するものとする。

(契約料の不還付)

第11条 納入された契約料は、原則還付しない。ただし、特別の理由があると認められる場合は契約料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。